

## ～消費者問題協議会視察会～

9月30日(月)、消費者問題協議会視察会を行いました。本年度は、「食品の安全を考え地産地消をすすめる」のテーマをもとに、長門市の藤光株式会社蒲鉾工場やセンザキッチンを訪れました。蒲鉾工場では、かまぼこが出来あがるまでの行程を見学しました。また、特産物商品を見て回ったり、味わったりと楽しいよりよい学習会になりました。



## ～消費税 8% → 10% へ～

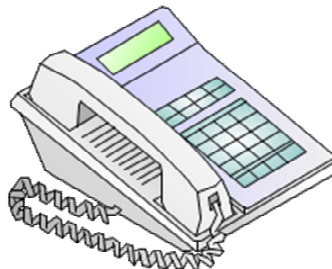
令和元年(2019年)10月1日から、消費税の税率が 8% から 10% に引き上げられました。全ての商品が対象となるのではなく、**飲食料品、新聞、テイクアウト・宅配等、有料老人ホーム等**は、**軽減税率(8%)**の対象商品となります。

## ～今すぐはじめられる効果的な予防対策～

詐欺や悪質商法の被害を防ぐためには、手口を知っているだけでは不十分です。また、被害に遭わないよう気をつけていても、いざパニックになると「気を付けよう」という気持ちそのものがどこかに行ってしまうからです。

### 効果的な予防対策の例

- 玄関を開けない
- 電話を取らない
- すぐに相談する
- 電話番号 <sup>い や や</sup> 188



貼り紙も効果的です。頭がパニックになっても、書いてあることを順番に行えばいいからです。「行うこと」が被害防止のカギです。

電話機の機能を活用しましょう。ナンバーディスプレイや留守番電話機能を使って、できるだけ電話を取らないようにします。

玄関を閉めたまま対応するのが基本です。インターホンがあるなら必ず使うことをおすすめします。



# 覚えておきたい！クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘など、思いもよらずに不意打ち的にやって

来て、冷静な判断ができないまま交わしてしまった契約を、一定の期間内であれば無条件で解除できる制度です。販売業者に書面で通知することで、支払った代金は全額返金され、違約金や返品送料は発生しません。

## ■クーリング・オフが可能な期間と取引の種類

8日

- 訪問販売(キャッチセールス含む)
- 電話勧誘販売
- 家庭教師
- エステ・美容医療
- 学習塾
- パソコン教室
- 結婚相手紹介サービス
- 訪問購入(押し買い) など

20日

- 連鎖販売取引(マルチ商法)
- 内職商法
- モニター商法 など

## ■クーリング・オフが不可のもの

- ×店舗・営業所での契約
- ×通信販売
- ×使用してしまった消耗品
- ×自動車
- ×葬儀
- ×訪問販売・電話勧誘販売で3,000円未満の現金取引の場合 など

※通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。

※自動車の販売、自動車リース、3,000円未満の現金取引、都市ガス、電気、葬式などはクーリング・オフができません。

※消耗品(化粧品や健康商品、配置薬など)で自ら使ってしまった分(10袋中の1袋分など、販売されている最小の単位)はクーリング・オフができません。

### ～相談窓口～

- 山口県消費生活センター  
☎083-924-0999
- 柳井地区広域消費生活センター  
☎0820-22-2125
- 田布施町役場 経済課 地域振興係  
☎0820-52-5805

一人で抱え込まず、誰かに相談することによって人が知り、被害を食い止める事ができます。なにかあれば上記の窓口にご連絡ください。解決の手助けをします。

### ～食用廃油の回収～

#### ■場所

- ・中央公民館
- ・西田布施公民館
- ・城南公民館
- ・麻里府公民館
- ・東田布施公民館
- ・麻郷公民館

※中央公民館の回収場所が変更になりました。

元ある場所から右のほうへ移設いたしました。

■回収日 令和元年12月1日

#### ■方法(お願い)

- ・回収日2日前から当日午前9時までに持参し、空き容器はお持ち帰りください。
- ・食用廃油以外は入れないでください。
- ・ドラム缶によってフタの開け方が異なるのでご注意ください。